

平成 18 年度 第 6 回規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時 : 平成 18 年 8 月 31 日 (木) 15 : 29 ~ 16 : 54

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、黒川和美、志太勤、白石真澄、本田桂子、安居祥策各委員、安念潤司、大橋豊彦、福井秀夫各専門委員

(政府) 中馬大臣、山口副大臣

(事務局) 永谷内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、井上参事官、黒岩参事官、岩佐企画官、岩村企画官、萬谷企画官

4 . 議事次第

(1) 今後の検討課題等について

1 18 年度後半の取組方針

2 最終答申に向けた検討事項

(2) あじさい月間の要望について

(3) その他

5 . 議事録

宮内議長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第 18 年度第 6 回の「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、会議に中馬大臣、山口副大臣に御出席いただいております。

また、委員、専門委員 12 名が御出席いただいております。

それでは、早速でございますが、中馬大臣より一言ごあいさつをちょうだいできればと思います。

中馬大臣 大変暑い夏でございましたが、こうしてまたお元気に御参集賜りましたことを心から感謝申し上げる次第でございます。

ちょうど一月前になりますが、例の中間答申をおまとめいただきまして、これは本当によかったと思っていますし、そのかなりの部分を骨太方針の中に取り入れることができました。これはこれなりに世間的な評価をされていいと思います。

しかし、まだこれから積み残した課題がございますし、新たに取り組むべき課題もまだまだ残っているわけございまして、年末の最終答申に向けて、ひとつ皆様方の一層の御議論とか、また熱心な御調査等もお願いしたいと思っております。

この推進会議の活動は、今年が最終年度 3 年ということに限りておりましたから、最終年度になります。振り返りましても、先生方がそれぞれ日本の制度改革に取り組んでいた

いただきましたことは、私どもは大変評価すべきものだと思っております。それがバックにありまして、小泉さんもあのような形で改革を一つ大きく、緒に就いたといいましょうか、まだ完成したとは言いませんが、そこに持って行っていただきました皆様方の御努力、御尽力に心から敬意を表したいと思っております。

しかし、今後の課題につきましては、非常に難しいのが残っておりますので、それぞれ関係する役所を始め業界等からも大変な抵抗があるかと思いますが、それを皆さんが何とか説得していただきまして、日本のよりよき方向への一つの方向転換をお願いしたいと思っております。

私も、どういう立場になろうとも、この改革の方向を間違えないように、私も党内外にありまして頑張っただけですので、ひとつよろしくお願い申し上げると同時に、皆様方の一層の御活躍をお願いします。

どうもありがとうございました。

宮内議長 ありがとうございます。ただいまの大臣のお話のとおり、当会議は本年度が最終年度でございます。そういう意味で、年末にとりまとめます最終答申に向け、1つでも多くの成果が得られますよう、最大限の努力をしてみたいと思っております。

引き続き、中馬大臣、山口副大臣におかれましては、当会議を御指導いただきますようお願い申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、最後の頑張りといえますか、御尽力をお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

宮内議長 それでは、本日の審議に入ります。

最終答申の決定までに残された時間の中で、効率的かつ効果的に審議を行い、具体的成果を得るためには、どのような体制の下で、どのような課題に重点を置いて審議を進めるのか。当会議内でコンセンサスを得て、それを早急に実行に移す必要があると考えられます。

したがって、本日は、規制改革・民間開放推進会議の本年度後半の取組方針を決定し、最終答申に向けた検討のキックオフといったような形で位置づけていきたいと思っております。

それでは、まず、お手元にお配りしております資料「規制改革・民間開放推進会議の18年度後半の取組方針(案)」をごらんいただきたいと思っております。

この資料は、今年の4月に決定いたしました平成18年度の運営方針を若干手直ししております。

それでは、まず、私の方からこの資料のうち、別添3「最終答申に向けた主要検討事項例」以外の部分につきまして、4月の運営方針から変更点を中心に御説明申し上げまして、その後、御意見等ございましたらいただきたいと考えております。

まず、別添1でございますが、年末に向けての当会議の検討体制でございますが、重点

事項推進WGと、各分野別WGを引き続き形の上で設置することにしたいと思います。

当面は、分野別ワーキンググループを中心に検討を進め、ワーキンググループでの検討状況を見まして、会議を挙げて取り組むべき事項につきましては、重点事項推進ワーキンググループを活用する。こういう形にしてみたいと思います。

また「市場化テスト」ワーキンググループにつきましては、「市場化テスト」というものが実現してまいりましたので、これを改組いたしましてもう一度、元の形といいますか、官業民間開放ワーキンググループというものにしたいと考えております。これは、範囲が広いと想定されますので、担当主査には鈴木議長代理にお願いし、副主査に草刈委員、本田委員、八代委員に新たにお願ひしてまいりたいと思います。そして、委員には、ここにございますように、黒川委員、原委員にも御参加いただくということでございます。

次に、答申決定までのスケジュールでございますが、これは次のページの別添2でございます。

本日の御審議も踏まえまして、引き続き各分野別ワーキンググループで検討事項を精査していただきまして、9月下旬ごろの次回の当会議におきまして、重点検討事項を決定したいと思います。

その後、必要に応じまして、重点事項推進ワーキンググループや、推進本部等も開催しつつ審議を進めまして、12月下旬には、最終答申をとりまとめる。そういう考えでございます。

なお、各ワーキンググループの検討に当たりましては、議事録、配付資料等を原則公開し、透明性の高い審議を心がけていただければと存じます。

それでは、ただいま御説明させていただきました部分につきまして、御意見、御質問等ございましたら、どうぞ、御自由に御発言いただきたいと思います。

安居委員 私は、外国人関係をやっているんですけども、後で御説明しますが、恐らく今度の3月末まででは結論が出ずに、つい持ち越しという形にならざるを得ない大きい問題があると思いますので、その辺について、最初からどんなやり方をという事についてお考えいただきたいと思います。今日という意味ではなくてお願いしたいと思います。

宮内議長 私がお答えする問題ではございませんけれども、すべての問題が年末に片づくということはありません。

そういたしますと、やはり後継組織に対して、我々の問題意識といいますか、問題について、我々はどういう認識をし、どこまでの折衝をし、そして例えば12月の答申に一部入ったとか、そういうことをやはり年末答申にきっちり書き込むということで、次につなぐ。それをしっかりやっておくということは、最後の答申としては必要なことだろうと思います。そういうことで、いかがでしょうか。

あとは、御意見等はございませんでしょうか。別添1、別添2につきましては、こういう形で進める。

メンバーにつきましても、一応、こういうふうに皆様方の御意見を入れながらつくらせ

ていただきました。その他のところもやりたいということにつきましては、勿論大歓迎でございますが、ここに書いてあるところでやめたというのは、後で支障がございますので、それだけは御勘弁いただくということで主査、副主査、委員の皆様方に頑張ってくださいということで、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

宮内議長 それでは、次に入らせていただきたいと思えます。

次は別添3でございます。「最終答申に向けた主要検討事項例」につきまして、これはまさに例として挙げているわけでございますけれども、分野別ワーキンググループの担当主査からここに書かれていることに限らず、この検討事項につきまして御説明をいただきまして、その後、委員の皆様方と意見交換を行ってまいりたいと思えます。

各分野ごと、各主査から3分程度で問題等につきまして御説明をいただければと思えます。この順番にお願いしたいと思えます。

委員が御欠席の場合は、事務局あるいは他の委員からお願いすることにしたいと思えます。

それでは、早速でございますが、官業民間開放ということで新たに衣替えしましたワーキンググループにつきましては、鈴木議長代理からお願いいたします。

鈴木議長代理 それでは、御説明申し上げます。官業の民間開放につきましては、当会議とか、あるいは前進の総合規制改革会議において、過去4年間にわたって、さまざまな分野についてヒアリングを実施し、答申をとりまとめまいりました。ざっと数えて答申の件数でいきますと、優に100を超えるかと思えます。

今般「市場化テスト」ワーキンググループが廃止されて、官民競争入札に関連する業務は、新しく設置された管理委員会が担うこととなりますが、当会議の持つ民間開放についての提言責務というものは引き続き果たす必要があるという観点から、官業民間開放ワーキンググループを設置したものであります。今、議長がおっしゃったとおりであります。

会議の副主査には、八代、草刈、本田委員にお願いして、黒川、原委員にも御参画をお願いして御了承いただいております。よろしくお願いいたします。

今後、早急に対象の洗い出しを行い、ヒアリングを開始したいと考えておりますが、年末までに残された時間等を考えますと、この2年間でヒアリング等を行ってきた事項のフォローアップと、これまでに取り扱っていない独立行政法人を、まず候補として対象の洗い出しを行っていきたいと考えております。

2年ほど前に、全部の調査をしましたところ、約八百という官業の母数を持っておりますので、それらをベースとして考えていきたいと思っております。

スケジュールとしましては、来月中に対象の洗い出しを行いまして、10月からヒアリングを開始できるように準備を進めたいと考えております。できるだけそれを早めていきたいと思っております。

官業民間開放ワーキンググループについての説明は以上のとおりです。

宮内議長 引き続き、基本ルールをお願いします。

鈴木議長代理 基本ルールワーキンググループの内容について申し上げます。基本ルールの分野につきましては、3つ課題がありまして、基本ルールというのが第一でして、現在各府省に作業依頼をしておりますが、通知・通達の調査、それから法律などの見直し周期の設定に関する調査の各実施が大きな仕事となってまいります。

各府省には、10月末を期限として作業依頼をしておりますので、11月以降、各省から出てまいりました結果を吟味して、各省からヒアリングを行いながらとりまとめていきたいと考えております。

また、これに関連する事項として、今後、実際の規制の見直しを行うに当たって、どのような分析をして、あるいはどういう手順で見直しを行うかなどの規制の新設、見直しにおける具体的基準についてもワーキンググループで議論して検討していきたいと考えております。

個別の問題としましては、前半戦で金融分野において取り組んだ日本版ノーアクションレターの在り方について、その対象範囲が現在行政処分ということになっておりますけれども、行政権限にまで広げられないのかということなども含めて、企業等の具体的要望も踏まえつつ、検討を進めていきたいと考えております。

行政権限と申しますのは、行政処分とは言えないけれども、例えばある省庁が法に基づいて告訴・告発をするというものが挙げられようかと思えます。それは処分ではないのではないかという問題があるときに、それにもノンアクションレター、こういうことならば、告訴・告発はしません、あるいはしますということの意味しております。

次に、国・地方分野ですが、前半戦に続きまして、国の地方に対する過剰関与の問題、地方ごとに異なる規制とか、あるいは手続の合理化、その2つの観点から必要な見直しについて検討を行っていきたいと考えております。

「あじさい」の要望でも、例えば税に関わる手続の様式の統一だとか、あるいは公共工事に関わる様式の統一等についての要望が出されております。そういう具体的要望も踏まえつつ、必要な見直しについての検討を進めていきたいと考えております。

次の資格分野につきましては、前半戦で建築士、公認会計士等の事務系の独占資格を中心に取り上げ、資格者の質の向上、懲戒処分の適正な実施、強制入会の問題等について検討を行ってまいりました。

後半戦におきましても、これらの問題を含め、各資格制度の問題点について、引き続き検討を行っていきたいと考えおりますが、特に「あじさい」の要望におきましては、事務系独占資格の隣接業務の開放要望。これは以前には、例えば司法書士に簡易裁判所における訴訟代理権を与えることを規制改革委員会時代に提言し、実現した経緯があります。そのほかのものもございしますが、そのような問題です。

あるいは建設業法関連の要望も寄せられておりますので、そういう具体的な要望も踏まえながら、必要な検討を進めていきたいと考えております。

また、新司法試験につきましても、法科大学院出身者の合格者が実際に出てまいりますので、それらの状況を踏まえつつ、在り方について議論していきたいと考えております。

以上が基本ルールのワーキンググループの課題として、現時点において、具体的に考えているものですが、次期推進体制に申し送りすべき課題等も含めまして、分野横断的な課題の洗い出しを引き続き進めてまいりたいと考えております。

基本ルールワーキンググループについての説明は以上です。

宮内議長 それでは、次に福祉・保育分野を白石委員お願いします。

白石委員 福祉保育分野は、まず1つ目の検討課題は保育所の認可基準の見直しでございます。

現在、子ども1人当たり3.3平米以上ではないという基準がございまして、東京都など大都市部では一部2.8でもいいといった独自の基準を設けているわけでございますけれども、こうした基準が余りにも過大であるために、設置費が非常にかかる、イニシャル・コストがかかるという問題がございます。

少々面積が狭くても、処遇の面で、人員配置の面で手当をしていけばいいのではないかという思いもございまして、保育所の認可基準等の見直しが1点目の課題でございます。

2点目は、認定子ども園の活用・促進ということですが、もう既に定員に余裕があるような幼稚園では、午後から夕方にかけて働く親たちの支援の意味を込めまして、一次預かりという保育事業をやっているわけですが、これがようやく制度化されてスタートするようになりました。保育園で幼稚園事業、幼稚園で保育園事業、それぞれ今まで所管が違うところで、お互いの役割を発揮する制度がスタートするわけですがけれども、これがより使いやすいものになるように、きちんと見ていくということでございます。

3点目は、保育所における直接契約、直接補助方式への転換でございます。何度も申し上げているわけですが、今、自由に保育所を選ぶことはできません。行政がそこに一部介入して、空いているところに人員を振り向けるという方式が残っております。それでは、自分の子どもにとって、どういう保育を受けさせるかということを親たちは選べないわけでございます。

一方で、補助金の官民格差がありまして、夜間保育をするなど頑張っている民間保育所はあるわけですが、そこに降りてくる補助金が非常に少ないといった矛盾も生じております。

そこで、いい保育を提供するところと直接契約をして、そこにお金が行くような仕組みをつくってまいりたい。これが3点目でございます。

4点目は育児休業の取得促進ということですが、現在、法律では1年まで、保育園などに入れなときは1年半まで育児休業が連続して認められるわけですが、これを実際にとらえた方の中からは、分割して取ることができたらという御要望も寄せられておりますので、分割取得が可能ないように進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。雇用・労働分野、八代総括主査お願いします。

八代総括主査 雇用・労働につきましては、多様かつ柔軟な働き方を支援するための環境整備という形で、今、労働審議会で検討中の労働契約法制の整備、それから関連します労働時間規制の適用除外の問題につきまして、既に一回提言を出したわけですが、これをフォローアップすると同時に、あるべき法制の姿について、当会議の見解を述べたいということです。

それから関連します有期労働契約を巡るルールの明確化。つまり、有期労働というのは不安定な雇用であるということで、それをなるべく長期契約につなげるために、何回か有期雇用契約を繰り返しますと、一種の正規社員の雇用の申し込みを必要とするという意見があるわけですが、こういうことをしますと、むしろ有期雇用契約者の雇用を不安定にさせる。つまり、3回更新すると、そういう申し込み義務が発生するとしみますと、2回で更新をやめてしまうということが当然考えられるわけで、そういう規制によって雇用の安定を図るという考え方自体の問題点も含めて検討したいと思います。

それから、パート労働者の社会保険の適用拡大の問題。それから均等処遇の問題及び、前回の会議でも少し議論しましたが、最低賃金等の在り方というのを検討したいと思います。

2番目に労働者派遣法の見直しでありますけれども、これも事前面接の解禁の問題、それから派遣禁止業務の解禁の問題。こちら先ほどと同じような雇用の申し込み義務というのが強化されていますので、これを見直すということと同時に、今の労働者派遣法というのは、事業者を規制するという考え方になっているのですが、そうではなくて、直接派遣労働者を保護するという観点の法律に、変えていく必要があるということも検討したいと思います。

それから、企業年金というのも、今年の後半に既に何回かヒアリングをしておりますけれども、雇用との関係で、企業年金に関わる利便性の向上というところを議論したいと思います。

基本的に言えば、労使の合意による柔軟な制度設計という形と、他の年金制度からの円滑な移行を妨げている要因を除去するというところであります。

3番目に、これは初めての試みでありまして、どこまでできるかわかりませんが、労働組合法というのを少し見直す必要があるのではないかと。

つまり、現行法では、少数組合との団体交渉の義務というのは、かなり厳しく課せられているわけですが、こういうことすることによって、逆に労使の円滑な合意形成を可能にするために多数組合との交渉ということが難しくなる。とにかくどこかで線を引かなければいけないので、1人組合とでもきちんと交渉しろというのが、今の労働組合法の考え方ですが、団体交渉制度の在り方というのをも検討したいと思っております。

以上でございます。

宮内議長 次に、IT・エネルギー・運輸分野、鈴木議長代理お願いします。

鈴木議長代理 それでは、まず、IT分野について御説明します。

IT分野の検討事項は、中間答申で掲げました4つの事項。1つは公共放送としてのNHKの在り方の見直し、2つ目は放送事業に関する規制の見直し、3つ目は通信事業における競争の促進、4つ目は通信・放送の融合に対応した制度の整備というものをテーマとして考えております。

これらの4つの点につきましては、前回の会議でも御報告しましたが、私どもは6月の政府与党の合意を踏まえた「骨太の方針」が閣議決定されて、その内容に基づいて、それに肉を付けて、血を入れて、それが実現できるような具体的な方策を早く考えないと、進歩する時代に付いていけないのではないかとということで先回提言をしたわけですが、総務省はちょっと時期が早かったのか「骨太の方針」どおりの表現でしか合意をしまいりませんでしたので、これを着実に実現できる方向について議論をしていきたいと考えているわけでありませぬ。

一方、昨日総務省は、通信・放送の総合的な法体系に関する研究会というのを立ち上げて、通信・放送の融合あるいは連携に対応する法制度の在り方について検討するというものを、発表しております。約一年半かけて結論を得るとのことですが、私どもワーキンググループでは、こういう総務省の取組み状況を確認しながら、年末答申に向けて関係者等々の協議を重ねて、具体的な話は早く青写真をきちんとすべきである、迫り来る2010年あるいは2011年問題というのは、すぐそこなのだから。ということで、鋭意総務省との協議を進めてまいりたいと考えております。

次にエネルギー分野についても、ここに書いてありますように、電気事業分野における自由化範囲の拡大という問題と原子力発電に関わる規制・運用の見直し、ガス事業分野における自由化範囲の拡大、この3つを中心として議論したいと考えております。

まずは、現在、電気事業における自由化は、高圧の段階までは進んでおり、3分の2の分野を占めているわけですが、2001年に最初に掲げた目標は完全自由化、つまり家庭に至るまでの自由化ということであったわけであり、これを求めていくという我々の基本スタンスは変わりないということをお願いして、そのスタンスから議論を進めたいと思っております。

経済産業省は、その後、環境面とか、安定供給という問題への配慮から、いささか慎重姿勢に転換しているやに見受けられますが、その背景の1つに原子力発電を促進したいという考えがあることも事実です。原子力発電は以前にも取り上げたことがあります。それを促進するために、どうということをしたらよいのかという原子力発電に関わる規制あるいは運用の見直しについての検討を行って、エネ庁の心配を取り除き、全面自由化の議論に道筋を付けていきたいと考えているわけでありませぬ。

それから、併せて競争促進の観点から、今、既にできております電気事業の託送制度の在り方とか、卸売取引所というのがスタートをしておりますけれども、取引量は極めて微々たるものであるということですが、これを活性化していくのは、今後電気事業業界に競

争を導入する上で必須の問題ですから、そういう視点で検討していきたいと考えております。

更に、ガス分野についても、これはかなり自由化範囲を広げてまいりましたが、ガス分野での全面自由化という議論は、これまで十分されておりませんでしたので、ここも全面自由化や制度の見直しについて検討してみたいと考えています。

以上がエネルギー分野です。

3番目に運輸分野ですが、運輸分野の検討事項は、ここに書いてありますように、3点ございます。

海運における規制等の見直し、空港発着枠配分ルールの明確化、輸出入通関制度・手続の見直しということになるわけでありまして、運輸分野もこれまでも受給調整規制の撤廃など一定の成果を上げてきましたが、経済がグローバル化して物流の変化への対応や、高コスト構造の是正の観点からさらなる改革の推進が求められるところであります。

6月の「あじさい要望」におきましても、例えば海運関係では、内航海運暫定措置事業の見直しが、輸入の通関制度、手続については特定輸出申告制度の見直しなどが寄せられております。

私どもワーキンググループとしては、こうした要望の内容を精査しつつ、見直しが必要と判断される制度については、国益を損ねることなく、利用者利便の向上を図る観点から制度所管省庁や関係団体からのヒアリングを行って、改革の推進に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、3つの分野について主な検討課題を御説明させていただきましたが、実は抱えている問題は、これだけではないのでありまして、今後、検討の進捗によって課題を追加していくということがあり得ると申し上げておきたいと思っております。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。次は、競争政策・法務・金融分野でございます。

神田委員が御欠席ですので、事務局からお願いいたします。

萬谷企画官 それでは、競争政策・法務・金融分野について御説明をいたします。

資料には、3つの事項が掲げておりますけれども、すなわち1つ目としまして、金融分野における競争政策の一層の推進といたしまして、金融市場における公正な競争の促進に向けて、金融分野の競争ルールを整備する観点から、金融法制の在り方や、運用について必要な見直しを検討していくということでございます。

2つ目としまして、協同組織金融機関の在り方の検討といたしまして、信用金庫、信用組合、協同組合組織の共済といった各種の協同組織金融機関の在り方について、制度の現代化を図ったり、競争上のルールを平等にするという観点から必要な見直しを検討していくということでございます。

また、3つ目としまして、金利法制の見直しといたしまして、民法、商法に規定されております法定利率の制度について固定金利から変動金利といったことを視野に入れながら

見直しをしていくと、その3つを掲げておりますけれども、それぞれの具体的な検討事項については、更に詰めているということでございます。

また、神田主査の御意向といたしましては、これらの3つの事項以外にも、例えば「あじさい要望」で提案のあった要望を参考にしながら、必要に応じて検討事項を追加していくということとともに、更には、後継組織に伝えていくという視点も併せもって、今後更に議論を進めたいということでございます。

以上でございます。

宮内議長 次に生活・環境・流通分野、矢崎主査が欠席されておりますので、これも鈴木議長代理をお願いいたします。

鈴木議長代理 矢崎主査が外国出張のため欠席でございますので、私が代りに説明します。

まず、環境分野ですが、廃棄物やリサイクルの分野につきましては、日本は高いリサイクルの技術などを持っておりますし、今後ともリサイクル産業を育成することが必要であるというのは、言うまでもない話です。

ところが、それに対して、現在の産業廃棄物処理法上の廃棄物の定義や区分は、このような技術を生かし、あるいは産業を育成していくためにも、リサイクルを促進するということに対して必ずしも適したシステムとはなっていないと評価しなければならないわけがあります。

廃棄物をごみとして考えずに、再資源対象物としてとらえて、できるだけリユース、リサイクルをして活用できるという環境を整える。これが環境基本法の基本的な考えですが、そういうことをベースとして、具体的項目としましては、工業地域等における産業廃棄物処理施設の設置を推進するための処理能力要件の緩和。現在は、ごみの種類ごとにどれだけの量というのが決まっておりますが、その量を大幅に引き上げることはできないのかという問題。

それから、産業廃棄物処理法上の各種制度の運用の見直しの問題。例えば木くずは今度産業廃棄物になったもので、一般廃棄物でもあるのですが、これは廃棄物処理施設でしか焼いてはいけないということになっておりますが、しかし、それをボイラーで炊いてもよいのではないかと、このような問題を1つのテーマとして考えていきたいということです。

次に書いてあります温室効果ガス削減へ向けた規制の見直しに関しましては、二酸化炭素の削減に寄与する代替エネルギーを普及させるということがまず1点。

第2点は森林が持っている多面的機能が持続的に発揮されるような適切な森林整備保全を進めるという施策、これが第2点。ここら辺を中心として議論をしてみたいと考えております。

具体的には、6月の「あじさい要望」にもありまして、現在、開発・普及が期待されておりますパソコン、携帯電話などに利用されております、メタノールを利用した燃料電池

に関する規制の緩和とか、木質バイオマスエネルギー等の利用促進のための制度の見直し等が検討課題に挙がってきます。そのほかにもございますが、そういう問題です。

森林の持つ多面的機能の活用という問題につきましては、林野庁等の制度所管省庁や事業者等からの意見を聞き、その具体策について議論を進めてまいりたいと考えております。

3番目の問題としての危険物の保安分野ですが、危険物保安分野につきましては、昨年度保安4法の合理化や自主検査の導入を行ったわけですが、各省の対応をフォローアップしていきますとともに、技術革新に即応できるような消防機材の性能規定化へ向けた検討を行っていきたいと思います。

去年は、消防法における消防施設について自主検査を提言して受け入れていただいたわけですが、今年は設備ではなくて消防機材です。これを性能規定化して、かつ自主検査を可能にするという方向を目指して議論をしてみたいというのが当面の問題ですが、これからまだいろいろな要望等が出てこようかと思っております。

以上です。

宮内議長 次に国際経済連携分野、安居委員お願いいたします。

安居委員 私の方は、昨年から人の問題に焦点を当ててやってきておりますが、まず、日本に入った人たちの在留外国人の管理の問題について、昨年の答申で18年度中に結論ということで、ずっと話をしてまいりました。

出入国管理法あるいは外国人登録法、職業安定法等、いろんな法律が絡んで、その改定とかあるいは改正とか、そういうことになっておりまして、内閣官房でおやりになっている外国人の在留管理に関するワーキングチーム及び外国人労働者問題関係省庁連絡会というのも設置されて、また、自民党の方でもいろいろ御議論いただいて、徐々に詰まってきました。

今までの形でいいますと、例えば外国人の在留に関わる情報の相互紹介、提供、これは法務省と市町村間が、今、全然情報公開されていないんですけれども、それを一緒にするとか、あるいは登録制度そのものを見直しする。

それから、使用者についての責任が今までほとんどなかったので、これをきちんとする。

使用者以外の受け入れ機関のみが表に出て、問題を起すという事、もございまして、これらの責任をきちんとする。

それから在留資格の変更あるいは在留機関の更新に関わる要件についてもきちんとする。

永住許可を得た外国人、これは今ノーチェックなんですけど、これをきちんとしていく。

この6点について、基本的に御了解に達しつつあると思っております、18年度中に、そういう基本的なことを固めていただくということで、大体行けそうな感じを持っております。

問題は、2つ目、今度どういう人を入れるべきか、あるいは入れるときにどういうことを考えるかという問題がございます。

今は、高度技術を入れるということと、研修という形と留学と3つしかないですけども、やはりそれでは非常に問題があるということで、これについても今年の初めからディスカッションしてきております。

できましたら、今年中に基本的なところを固めていただいて、来年中に結論という格好が一番早いのかなと思っておりまして、それで先ほど少し申し上げた、次のところで引き続きお願いしたいという思いでございます。

それに絡みまして、もう一つ高度技術という点が必ずしも明確ではございません。今迄、例えば看護師ですとか、あるいは介護士ということで、話をしてきました、看護師については、昨年フィリピンの問題との関連で、一応御了解いただいたんですが、なかなかそれ以降進んでおりません。

この3か月の間に、もう一回業務独占だとか、名称独占とか、いろんな議論が出てくるんですけども、少なくとも日本語で国家資格を取った外国人、これは日本人と同じように仕事ができるという形に、ここでもう一回ディスカッションをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

宮内議長 続きまして、医療分野、鈴木議長代理、お願いいたします。

鈴木議長代理 今年度の医療分野の検討事項、ここに書いてありますのは、4つ。医療従事者の資格制度の見直し、医療従事者の労働者派遣、医療分野への株式会社の参入、医療に関する外国人労働の受け入れ等と書いてありますが、後で申し上げますが、もう少しいろいろなテーマを取り上げたいと思います。

第1番目の医療従事者の資格制度の見直しですが、これは7月の中間答申で資格制度の一環としてとりまとめたものがあります。これを医療ワーキンググループで引き続き、更に細部を詰めるために引き取ったというものです。

本年度は、中間答申で提示しましたものを、できる限り厚生労働省ほか、関係者との意見交換を通じて、詳しく具体的に取り決めをしていきたいと考えております。

医療資格制度を考えてみますと、一旦取った資格というのが、永遠に何も再チェックを受けないのでよいのかというのは、あらゆる資格について言えるわけですが、なかんずく医療の関係の資格は、生命に関わるだけに、全くチェックがないままであってよいのだろうか、それぞれ従事する人たちの自覚だけということではよいのであろうか。これは以前からの一つの大きなテーマでありまして、先年にはそういう意味で医療資格の更新制度を答申しようとしたのですが、諸般の事情から日の目を見ることができなかったのですけれども、ここら辺の問題がやはり一番先に来る問題であって、例えば公認会計士だとか、そういうものに対しても資格更新問題を投げかけていますけれども、そういう点で問題を考えていきたいということです。

ただ、更新といいますと、どうも試験を受けて、例えば医師試験をもう一回受けるのかとお考えになる向きが多いわけです。

そうなりますと、幾ら名医といっても、若いころの医師試験にもう一回受かるとは限らないし、最高裁長官といったら悪いですけども、最高裁長官に司法試験を受けさせたら、果たして何点取れるのかという問題がありますので、そこら辺の問題との兼ね合いを考えながら、しかし、患者が、国民が安心してお医者さんにかかるという仕組みを追及していくべきではないか。そんなスタンスでシステムを構築していくべきではないかと考えて取り組んでまいりたいと思っております。

2番目の医療従事者の労働者派遣ですが、これはさっき八代総括主査が御説明なさいましたが、それと大いに関連しますが、これも2001年以来、労働者派遣を医療の分野において導入するという事は決まっていた問題ですが、厚生労働省がやったのは、福祉の分野における医療従事者の派遣の解禁だけであつたわけでして、今日までペンディングになり、ときには重点12項目などでも取り上げたりしてなかなか進まなくて、現在、さっき言われました事前面接がOKならば、OKだとなっているのが現状です。だが、よく考えてみますと、労働者派遣事業法が禁止職種としているのは、伝統的に派遣労働について問題のあるといわれている、建設業、港湾運送業、あるいは警備業、これらが典型ですが、なぜか医療だけが別に定めるといふ形で禁止業種になっております。しかし、医療ほど派遣労働というものに対してニーズがある、あるいは意味のある業種はないのではないかと考えているわけです。

したがいまして、今年度のアプローチとしては、この根っこを取ってしまう。つまり、派遣労働の禁止業種からこれを外すということによって、一般の業種と同じような形で派遣労働に参加できる、これを目標としてやっていきたいと考えております。

勿論、派遣労働の事前面接がOKになったときは、OKだということは、普通の業種でも同じことですから、それがダブルにあつても何も問題がないと考えておまして、正面からの議論をしてみたいと思っております。

3番目の株式会社による医業経営の解禁ですが、株式会社を4年前に取り上げたときにもいろいろあつて、学校のたぐいが一番遅れていたのですが、これも特区の作業で、特区での株式会社学校というのは幾つか出てきているわけです。ところが、医療だけがどうしてもストップしてしまつて、そして社会医療法人という形に進んでいます。

この問題について、基本的にどういうふうにか考えるべきかということだけは、きちんとこの際整理をしておく必要があると、私どもは思っているわけでありまして、この視点で株式会社問題をはっきりさせたいと思っているわけです。

伝統的に厚生労働省は、株式会社はもうけ主義というのか、利潤を目的とする。利潤は医療の世界には適しない、それだけで来ているわけです。利潤の意味とは何かということについては、ほとんど議論をせずに、ただ利潤があるがゆえにだめだと、この議論であるにすぎないわけです。ここら辺の考え方を少し変えていただいたら、医療関係者のものの考え方も、大きく変わってくるのではないかと考えているわけです。

どんな人に対しても株式会社と名乗りたかつたら、株式会社にしてやってくれなどと言

ったことは一度もありません。近代的な株式会社にあふさわしい規模を持ったものであり、そして株式会社的なガバナンスとか、あるいは資金調達手法を取り入れて、近代的な医療をやるようにしていこうというのが基本的な狙いです。その精神をよく理解し合わないとは進まない。それでもう6年になりますか、もう一回さっき申しましたような、株式会社のロジックについて議論をしておきたいと思っています。

併せて、現在の特区内において株式会社が認められる条件は、7つほどありますけれども、これは不可能を強いるようなものであって、株式会社を認めないためにつくられたシステムであるということですから、特区内における株式会社要件の緩和も是非やっておかないといけない問題として、視点の中に入れて議論したいと考えています。

それから、外国人労働による医療提供に関わる人的資源の確保ということですが、これまでも外国人労働問題に関しましては、安居委員が御尽力されてきたことでありますが、この関係でのテーマといたしましては、2つほどあるかと思います。

1つは、看護師とか、技師等の国内労働力の不足緩和の対策としてのもの。

もう一つは、高度な技術を有する外国人医師が、国内で臨床を制約なく行うことができないのか。この2つ点があると考えているわけです。

私どもが、本年これを取り上げておりますのは、後者の視点から外国人医師問題を考えたいと思っているわけです。

現在は、臨床習練制度というのがありまして、主に途上国からの医師などを受け入れまして、これに教育を施すという名目で臨床を許しているというのが、現在のシステムであります。

厚生労働省は、このシステムを利用すれば、医療先進国のお医者さんが、日本で臨床をすることも可能だから、よいではないかといいますが、今度は教育していただくためのものというように考え方を切り変えて、それをはっきり正面から認めたらよいではないかというのが、我々の基本視点となっています。

それを進めていきますと、ひょっとすると相互主義の問題も出てくることもあり得るかと思いますが、その点も加味しながら、この議論を進めていきたいと思っております。

前者の部分につきましては、これは安居主査が、今後とも引き続き御検討いただきたいと思っております。私どもの方としても、前者の問題も重要な意味を持つておりますから、気づくところ、あるいは提言したいことがありましたら、安居主査とよく相談させていただいて、目標を達していきたいと考えております。

以上が4つのテーマですが、その他、薬価の問題とか、幾つかのテーマを調整中でして、これだけの問題ではないということをお願いしておきたいと思っております。

以上です。

宮内議長 次に、教育・研究分野、草刈総括主査お願いいたします。

草刈総括主査 これから後半というか、あと3～4か月のタスクとして6つありまして、1つは去年からの継続案件が3件、学校選択、学校評価、それからバウチャー、今年の前

半戦から継続案件として教育委員会が1件、それからしばらくやっていなかったのですが、取り上げていきたいということが2件、高等教育の問題と研究の問題、この辺も全体を踏まえて、さきほど安居委員からお話がありましたように、後継組織への橋渡しということも意識しながらやっていきたいと思っています。

まず、去年からの継続案件が3つある。1つは、学校選択です。これは、去年の年末答申で、行政の就学指定を変更する理由として認められる事例というのが、大臣折衝の中で取っていただいたわけですが、どうもすっきり伝達もしないということで、今年の前半に公開討論で折衝して、再確認の文書を文科省から出させたわけですが、これをきちんと現場まで周知されているのか、内容がねじ曲げられて運用されたりしていないだろうかという辺りを検証、フォローアップをして、必要があれば追加的措置を求めていくということかと思えます。

2番目の教育評価、学校評価、これは余り進んでいないので、もう一押ししておく必要があるということです。

3番目の教育バウチャー、これは18年度中に結論を得るということで、文科省が例によって審議会みたいなのをつくって、今、検討中ということになっていて、前半戦では実質的な議論をさせてもらえなかったわけですが、後半戦は、これが一つの我々の中心課題になると考えています。

それで、来週に文科省の研究会との意見交換をようやくセットできたということでございますので、選択に基づく予算配分方式、さっき保育の問題で出たものと同じ考え方ですが、それに向けて工程の決定に持ち込んでいこうかと思っています。

聞くところによりますと、新内閣というのが教育問題を重要なイシューとして考えるということも伺っております。

とりわけ、バウチャーについては関心を持たれている筋も多いと思いますので、その辺に期待しながらバウチャー問題については精力的にやっていきたいと思えます。

それから、今年前半からの教育委員会でございますが、これは中馬大臣の大変な御尽力で、骨太2006に、すべてはありませんけれども、今後の方向づけということで盛り込んでいただいたわけですが。

具体的には、特区による権限の市長への移譲、それから制度自体の抜本的な見直し、この2階建てになっているわけですが、特区については特区室に任せないで、我々の努力で特区室とも連携をしながら成果を上げていくようにしたい。

それから、本格的な見直し、これはまだ継続審議条項ですが、これについても前向きに結論を得るようにもっていければと思っています。

それから、新しい案件として、高等教育の在り方、研究費の適正配分、この問題については、過去の勉強をベースにして、もう一回取り上げて今後に活かしていきたいということでもあります。

3か月と少ししか時間がない割には、論点も多岐にわたるわけですが、できるだけ効率

的に議論を進めて、ラストスパートということでやっていきたいと考えています。

以上でございます。

宮内議長 農業分野は、南場委員が御欠席ですので、事務局からお願いします。

岩村企画官 農業分野について申し上げます。

1点目は、農地利用関連制度の見直しでございます。この中に2つございまして、1つは農地の適正かつ効率的な利用を進めるべく、耕作者主義を前提とした現在の法体系を見直しまして、利用主体の農地制度へ変換することを検討したいということでございます。

2つ目は、農業委員会の在り方、これの見直しを検討したいということでございます。

次の農業流通、生産の活性化、効率化に向けた競争環境整備というテーマにつきましても、これは例えば農業経営者の資金調達の選択肢を増やすべく、銀行等金融機関が農協と公正な条件であるとか、対等な立場で参入できるように検討していきたいということであります。

なお、ここに掲げたテーマ以外につきましても、例えば生産調整の問題、米の先物の上場の問題、こういった点などにつきましても、御指摘がございますので、ワーキングにおきまして、今後取り上げることも含めて、更に検討を深めていきたいということでございます。

以上です。

宮内議長 最後に住宅・土地分野、黒川委員をお願いします。

黒川委員 ここには、建築規制の見直し、不動産取引の環境整備等とシンプルになっていますけれども、多くの問題が抱えたままになっていまして、抱えているものというのは「あじさい」とか「もみじ」で出てきたもので、その出てきたものを個別に対応しようとすると、大きな本家本元の建築基準法とか都市計画法にぶつかるということを繰り返しています。

そこでなんですが、地方分権の時代に用途規制の在り方というのは、今のままでいいのかというような大きな問題については長期にわたって考えてもらわなければいけないことで、そういう問題意識として考えていますけれども、我々が早目にやっておかなければいけないと思っていることは幾つかあります。

例えば、まちづくり3法が見直されて、都心のインフラを有効活用しましょうというのは、国の方針になっているんですけれども、もし、そうだとしたら、都心のインフラも有効活用するようなことということで、これは前の会議からずっと続いていることですが、鉄道に時間差料金というんですか、ピークロードプライシングの制度を導入することとか、それからインフラを有効活用することによって、24時間地下鉄で走ったり、私鉄が走ったりするようなこと。これを言おうとすると、タクシー業界とぶつかるとか、いろんな問題が起こってきて、なかなか調整ができないんですけれども、こういう都心のインフラをより有効に使うことで、高度な都心の空間活用をしようというのをテーマにして、幾つかの問題について議論したいとこれまで考えてきました。

ところが、国交省の方のサイドではどういうお答えかという、それは民間企業が考えることであって、我々の考えることではないというのが基本方針になっていまして、それでも誘導することぐらいはできるだろうとか、考え方としてこういう方向に向かおうと、国交省自体がまちづくり3法でこういう議論をしているんだから、そういう方向に持っていきたいというのが、とりあえず、この3か月ぐらいの間で議論したいと思っています。

全く同じように、高度利用しようとする、高さ制限とか、景観を守るという議論が出てきていて、高度利用と景観とか高さ制限という問題がぶつかってしまっています。こういう問題を適切に解決するための基準というものをきちんとつくってもらうような考え方が必要だと考えています。

そういう問題ということで、都心の土地の高度利用をやろうとすると、立体道路の要請とか、日影規定の問題とか、老朽化した建築物を建て替え促進するためのさまざまな工夫というのが必要だということが、これまでの議論で現行の制度とぶつかっているものがたくさんあって、今、一つひとつ片づけられるものは片づけたと考えています。

それから、我々のところで長くやってきているもので、もう一つの問題点は、借地借家法に関する議論です。これはどちらかということ、居住者に過剰な保護が与えられているというのはいまだに続いていて、それを少しずつ開放するということをやっていますけれども、その方向性を維持していきたい。特に定期借家の制度ができていのに、それを有効活用できない環境がありますということで、そういう問題について考えていきたいと考えています。

同じように、公営住宅の管理の在り方についても、これまで何度も繰り返し対応してきていて、一步一步前進してきているという状態で、だからといって終着点に着いているわけではないので、今のプロセスからもう一步前に進めることを考えたいというのがこれまでの議論です。

もう一つ、私のところで是非やりたいと思っていることの1つに、不動産取引価格というのを公表することを考えています。

おおむね先進国では全部公表が当たり前なのに、日本だけは遅れていて、これは海外からも要請されています。

ところが、日本の場合は、民間の側の判断で公表しないでほしいと、公的な取引についてはすべて公表されています。にもかかわらず、民間サイドでは取引価格に関して公表することはやめてほしいという議論になっているんですけども、思い切って先進国の世界に入った方がいいのではないかと考えています。

考えるべきことは、たくさん残されているんですけども、前になかなか進まない、もう少し進めることができたと思います。3か月間にできることというのは、先ほど申し上げたピークロードプライシング型の問題については、何らかの形で国交省にガイドラインをつくってもらうようなことをしたいと思っています。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。以上で、すべての分野の御説明を終わらせていただきます。

ただいま御説明いただきました各ワーキンググループの検討事項でございますが、これにつきまして、御自由に意見交換をしたいと思います。御質問、御意見、いずれでも結構でございます。

どうぞ。

八代総括主査 最後の住宅・土地のところ、例の姉齒事件のフォローアップです。これはどの程度やられるのかどうか。つまりいまだに構造検査業務を民間に移したことが失敗であるという評価がなされているので、それについてある程度会議としてもきちんと説明する必要があるかと思えます。勿論、建築士の資格云々の話は別途基本ルールの方でやられるんでしょうけれども、大事なのは保険ということです。フランスでは基本的に住宅を販売する方が強制保険に入ることらしいんですが、仮に強制保険でないとしたら、例えば売り主が保険に入っているかどうかを買い主にきちんと提示を義務づける。重要説明事項というのが、今、ありますけれども、その中に必ず入れて、保険に入っていないことを買い主が承知した上で買うのであれば、それは買い主の自己責任である。

つまり、売り主か買い主かどっちかに責任があるということを明記して、中途半端な官の責任を排除するということをルールとして定めないと、いつまで経っても同じような問題が起こるんじゃないか。

それは、基本ルールとどっちの方かわかりませんが、どちらかでやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

黒川委員 これは、国交省の方でも、保険を含めた制度と、その制度の考え方に関する研究をされていまして、そのことについて、我々と一度打ち合わせをして、我々の方の意見というのをあちらの方に伝えてあります。それは八代主査が言われたような考え方に基づいていて、そういう方向に向かって議論してほしいということで、保険制度の重要性をかなり丁寧に説明していて、これは最終的に研究会ですので、制度になるかどうかということに関して、まだ心配ですし、そういうことでいうと、それができ上がってくるものを見守るという環境の中にあるというのが私の認識なんです。つまり、今後私たちがこのテーマについて最後まできちんと見て、適切な方向に向かうということを経験できるまでは、我々のテーマの中に入れておこうという気持ちはそのままあると思います。

不動産取引等の等の中には、今のことが入っていたつもりだったんですけども、ちょっと私が説明を省いてしまいました。

宮内議長 あと、すべての分野でいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、ただいま各主査から御説明いただきました内容で、当規制改革・民間開放推進会議の18年度後半の取組方針ということで、本日、当会議として決定させていただきたいと思えます。よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

宮内議長 この内容につきましては、後の記者会見の席で公表することにしたいと思えます。

なお、別添3につきましては、検討項目の例示という位置づけでございます。したがって、今後の検討に応じて、適時追加、修正、そういうものがある前提で公表させていただきますから、これにこだわらずに、各ワーキンググループで御検討をいただきたいと思えます。

ただいまの議論も踏まえまして、次回の推進会議までに各分野の検討事項を更に精査していただくとともに、当会議としての具体的な改革案を詰めていただくよう是非お願い申し上げたいと思えます。

続きまして「あじさい月間」でございます。「あじさい月間」に提示されました要望に関する検討状況につきまして、御担当の志太主査から御説明をお願いいたします。

志太委員 「あじさい」の状況について御報告させていただきます。「あじさい」の要望につきましては、各省庁との2回のやりとりを踏まえまして、現在、日程調整中でございますが、本部決定に向けて進めていきたいと考えております。

お手元の資料でございますように、前回に報告させていただきました577件の要望についての内容なんですが、1件の要望で複数項目にまたがっているものや、複数省庁にまたがるものを延べて数えますと、要望事項の延べ数ということとしましては712件になっております。それに加えて、同じようなものをいろいろ整理しました。そうしますと、重複排除後の要望事項数ということになるわけですが、476件でございます。

右にありますのが、476件について各省の回答の状況でございます。過去2回の募集と状況を比較してもらいますと、事実誤認の要望が減りまして、Bの全国規模で検討が増えているものと、Cの全国規模で対応不可というものが増えているということでございます。

各ワーキンググループにおいても、要望実現に向けて取り組んでいただいているところでございますが、現在のところ本部決定の可能性のあるものは15件前後となっております。しかし、このほかにDの現行制度で対応可というものが67ありまして、これを含めると、要望のうちの17%が要望を満たされるということになります。

Dのところを加えるということは、いかがかという意見もあるんですが、申請している本人にとりまして、自分ではできないと思っていたものでございますから、その方にすれば、規制改革されたと同じようにビジネスとしてできるということになるわけでございます。

それに加えて、現場を見てみますと、これもこれでいいんでしょうけれども、申請したものを形は違うけれども、許可になっているケースが随分あるんです。そして、それを省庁の方に問い合わせをしますと、規制改革会議からもらったけれども、我々はその前からずっと考えていたんだと、だから、これをOKにしたんだという御返答が結構あって、そういうこともあるんでしょうけれども、Cのところの全国規模での対応不可のものの中でそういうケースがあるということでございます。

ですから、そういう意味では、非常にこのパーセンテージ以上に効果が上がっているなど、我々は基本的に規制が改革されていけばいいわけなんですから、そういうことで満足すべきだと思っているんです。皆さん方の努力されている姿が数字で出てこないことが残念なんですけれども、それが現状でございます。そういうものを調査していいものかどうかということは、別にあると思います。

この476件の要望のうち70か80項目、パーセンテージにしますと、15～16%なんです、今後ワーキンググループで取り上げていただけると聞いております。先ほどのお話のように、本年度は最終年度でございますから、1件でも多く本部決定または3か年計画への記載ができるように、各委員の皆さん方の御協力をお願いします。

なお、次の「もみじ要望」につきましては、10月2日～31日までの1か月募集する予定でございます。いろいろと御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。本部決定及び新3か年計画へこれが結び付いていきますように、ワーキンググループにおかれましても、引き続き御協力をお願い申し上げます。

それでは、次に、事務局より規制改革民間開放推進3か年計画等のフォローアップ結果、この分厚いものでございます。これにつきまして御報告をお願いしたいと思います。

井上参事官 お手元に「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）のフォローアップ結果」という400ページを超えます資料をお配りしてございます。

表紙をおめくりいただきますと「1 目的」「2 概要」がございましてけれども、簡単に申し上げますと、規制改革・民間開放推進3か年計画ということで閣議された事項について、例えばこの年度には検討するとか、この年度には措置をするといったことが各項目について閣議決定されているわけでございますけれども、実際にそのスケジュールどおりに担当府省において実施されたのかどうかというのをきっちりとフォローアップをしていきませんと、絵に描いた餅になるということで、3か年計画に書かれたものについては、内閣府において、実際にどういうことが実施されたのかをフォローアップし、その結果を公表する仕組みになっているわけございまして、毎年実施をしているものでございます。

本日、お配りをしたものにつきましては、後日、製本の上で公表する予定にしておりますけれども、非常に項目が多いものですから、若干読み方ということで、サンプルを取り上げさせていただいて、おめくりいただきますと、下の方に1ページ、2ページと振っております。これは、3か年計画の「市場化テスト」に関する記載の部分でございます。

ごらんいただきますと、表が大きく2つの部分に分かれておりまして、左側の方に規制改革・民間開放推進3か年計画改定における決定内容ということで、ここには今年の3月の再改定ではなくて、昨年3月の1回目の改定の際に閣議決定された中身がそのまま入っているところでございます。

したがって、これは17年3月に決定されたものでございますので、ごらんいただきます

と、左側の1ページの一番上のところだと「市場化テストの本格的導入に向けた取組」ということで、法的枠組みも含めた制度の整備を検討するというので、17年度のところに検討と書いてあるわけですが、この検討というのが、しっかり17年度にされたのかどうかということ、今年であれば17年度のことを中心にチェックいたしまして、そのチェックの結果が、同じページの右側の方の「講ぜられた措置の概要等」というところに記号が入っておりまして、は措置済み。2ページをごらんいただきますと、というのがございますが、これは一部措置済み。-が入っておりますのは、措置済みと評価ができないものということでございますけれどもこういう形で評価をしております。

ただし、実は、-といった評価は、常にここで初めてやるわけではなくて、今年の3月に3か年計画の再改定をやるときにチェックをしておりますして、措置済みとなっているものは、今の再改定後の3か年計画の中では、17年度検討となっているところ、17年度措置済みとなっているわけでございます。

したがって、この資料自身の意味は、講ぜられた措置の概要のところ、全項目について整理されているということでございます。

この資料につきましては、今後、12月の最終答申に向けて、各ワーキンググループで検討課題等の整理をしていただく際に、いろんな項目についてどこまで進んでいるのか。本当に初期の目的どおり動いているのかどうかという点について検証していただくというのが重要なプロセスかと思っております。

その際に、措置済みとなっているものでも、実際に現場では効果が出ていないものはないのかどうかとか、更に-の付いている、措置済みと評価できないようなものもございませうから、どこまで今まで進んでいるのかということを見ていただく際に「講ぜられた措置の概要等」のところを見ていただくと、各府省が取った措置が表記されているということでございます。

特に、この項目は問題があるという項目がございましたら、その項目については「講ぜられた措置の概要等」ということで、この資料には整理しておりますけれども、そのバックにある、実際に出された文書であるとか、出された法案であるといった具体的なエビデンスというのもチェックをしておりますので、この資料を、言わばインデックスのような形で入口にして、特にお気づきの点なんかについては、更に今までの取組みが不十分ではないかというのをチェックする際の材料に使っていただけるんではないかと考えてございます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。何か御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

鈴木議長代理 注文ですが、2ページ目の別紙に表がありますが、それぞれ書くところは見ればわかるだろうけれども、もし、通し番号でやるとしたら、ページ数を打っておいてほしいと思います。

井上参事官 わかりました。それぞれの項目が何ページであるかということ、この表の中に表記するということですね。わかりました、そういう形にさせていただきます。

宮内議長 どうぞ。

八代統括主査 前の「あじさい」の方のことでよろしいでしょうか。先ほど御説明があったところで、現行制度で対応可というところですが、これは特区でも全く同じ問題があり、本当に100%対応可かどうかというのは、かなりあいまいな面があって、どういう意味で対応可なのかというフォローアップをちゃんとしておく必要がある。必ずしもすべてが民間要望者の誤認であるかどうかは疑問であって、かなりグレーゾーンがある場合があります。

それから、本省では現行制度では対応できると思っけていても、県なんかそれが誤解していて、いぜんとしてだめだと市町村とか企業にしている場合もあるので、できればこれはできるんだという解釈通達みたいなものを出してもらうのが一番ありがたいんですが、それがだめでも、とにかく文書で民間が出した提案はできるんだというお墨付きを各省庁に求めるとか、何かの形のフォローアップは事務局を通じて是非よろしく願いたいと思います。そうしないと、堂々巡りめぐりになってしまいます。

宮内議長 どうぞ。

井上参事官 今の八代主査の御指摘のとおりでございます、実際に要望が出されたものについて、担当の省の方からこれは現行制度でも対応可という答えが、今、整理しているよりもたくさん出てくるケースというのが現実にはございます。そこは、要望者に確認をして、こういう仕組みになっているから対応可なんだと、その省は言っているけれども、実際に要望が満たされるのかというチェックをして、それでやれそうだというものについて現行制度で対応可という形で、一応要望者の方にフィードバックをさせていただいて、確認をして整理はしてございます。

それでもなお、中央省庁の方ではOKといっけていても現場では運用の問題としてされていないようなケースも多々ございまして、以前にも同様の御指摘をいただいたものですから、今、受付をする際の書式の中にも、改革が実際に実施されているとか、法令上問題がないということになっていても、実際の現場の運用でできないことになっているようなものも含めて「あじさい」「もみじ」の要望の際には積極的に出してくださいということ、提案受付の際にも明記をさせていただいているという改善は行っておりますけれども、御指摘いただいた点は非常に重要な点でございますから、更に見直しが必要なところがあれば、やっていきたいと思っけています。

以上でございます。

宮内議長 よろしゅうございませうか。

それでは、本日御審議いただきますものは、すべて終了いたしました。次回の当会議の日時等の詳細につきましては、追って事務局から御連絡を申し上げたいと思っけています。

最後に、事務局の方から何か連絡事項はございませうか。

井上参事官 特にございません。

宮内議長 それでは、本日の審議はこれで終了いたしまして、通常どおり会議の模様につきまして、後ほど記者会見をさせていただくことにしております。皆様には、お忙しいところ御参集いただきまして、また、大臣、副大臣、非常に御多忙のところありがとうございました。

以上で終了いたします。